

第21号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の
制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を別紙
のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担すべき保育料，預かり保育料及び延長保育料について，必要な事項を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）が負担すべき保育料，預かり保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）について，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育料 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）第13条第1項に規定する利用者負担額，同条例第43条第1項に規定する利用者負担額及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第4項の規定により定める額をいう。
- (2) 預かり保育料 市立幼稚園（芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第29号）別表に定める幼稚園をいう。以下同じ。）において実施する同条例第2条の2に規定する預かり保育の利用に係る利用者負担額をいう。
- (3) 延長保育料 法第59条第2号に規定する時間外保育として実施する延長保育事業の利用に係る利用者負担額をいう。

2 前項に規定するもののほか，この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 保育料は，別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず，月の途中において，入園し，若しくは退園し，又は入所し，若しくは退所した場合等におけるその月の保育料は，日割により計算した額（10円未満の端数がある場合は，これを切り捨てた額）とする。

3 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から第1項又は前項に定める保育料を徴収するものとする。

4 市長は、法附則第6条第4項の規定により特定保育所において保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から第1項又は第2項に定める保育料を徴収するものとする。

5 前2項の保育料の納期は、毎月末日までとする。

(預かり保育料)

第4条 預かり保育料は、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、市立幼稚園での預かり保育を利用した支給認定保護者から前項に定める預かり保育料を徴収するものとする。

3 前項の預かり保育料の納期は、預かり保育を利用した日の属する月の翌月末日までとする。

(延長保育料)

第5条 延長保育料は、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、延長保育事業を利用した支給認定保護者から前項に定める延長保育料を徴収するものとする。

3 前項の延長保育料の納期は、延長保育事業を利用した日の属する月の翌月末日までとする。

(保育料等の決定等)

第6条 市長は、保育料等を決定したとき、又は変更したときは、その旨を支給認定保護者等に通知するものとする。

(保育料の減免)

第7条 市長は、支給認定保護者等が災害その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止)

- 2 芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例（平成19年芦屋市条例第11号）は、廃止する。

(保育料に関する経過措置)

- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、市立幼稚園に在園し、引き続き施行日以後も在園する支給認定子どもに係る施行日から引き続き在園する期間の保育料については、別表第1 1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料の表中

「

B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯		2,000円
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	6,500円
C 2		77,101円以上 211,200円以下	10,000円
C 3		211,201円以上 301,000円以下	12,000円
C 4		301,001円以上	15,000円

」

とあるのは、

「

B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯		0円
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	59,000円以下	4,750円
C 2		59,001円以上	9,500円

」

とする。

- 4 別表第1備考第3項の規定にかかわらず、施行日の前日において、市から入所の承諾を受けて、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定

に基づき設置された保育所をいう。)又はグループ型家庭的保育事業所(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正前の児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として市が実施する事業を行う施設をいう。)に在所し、引き続き施行日以後も在所する支給認定子どもに係る施行日から引き続き在所する期間の別表第1(1満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料の表を除く。)の階層区分の認定における市町村民税所得割の額の算定に当たっては、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとする。

(預かり保育料に関する経過措置)

- 5 第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において、市立幼稚園に在園し、引き続き施行日以後も在園する支給認定子どもに係る施行日から引き続き在園する期間の預かり保育料については、当該年度分(4月から8月までの月分の預かり保育料については前年度分。以下この項において同じ。)の市町村民税所得割の額が非課税である世帯にあつては0円とし、当該年度分の市町村民税所得割の額が59,000円以下である世帯にあつては、別表第2-1 預かり保育料の表に規定する額の5割の額とする。

(芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条を次のように改める。

(保育料及び預かり保育料の納付)

第3条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者は、幼稚園の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年芦屋市条例第 号)第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第2号に規定する預かり保育料を納付しなければならない。

(芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和39年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。
第6条を次のように改める。

(保育料及び延長保育料の納付)

第6条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第 号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。

別表第1（第3条関係）

1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護世帯等	0円	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯	2,000円	
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	6,500円
C 2		77,101円以上 211,200円以下	10,000円
C 3		211,201円以上 301,000円以下	12,000円
C 4		301,001円以上	15,000円

2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等	0円	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,000円	4,900円	
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	9,000円	8,800円
C 2		48,600円以上 67,500円未満	13,500円	13,200円
C 3		67,500円以上 97,000円未満	22,000円	21,600円

C 4	97,000 円以上 125,500 円未満	28,000 円	27,500 円
C 5	125,500 円以上 169,000 円未満	30,000 円	29,400 円
C 6	169,000 円以上 251,000 円未満	32,500 円	31,900 円
C 7	251,000 円以上 301,000 円未満	34,000 円	33,400 円
C 8	301,000 円以上 397,000 円未満	37,000 円	36,300 円
C 9	397,000 円以上	41,000 円	40,300 円

3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0 円	0 円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,500 円	5,400 円
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	9,500 円
C 2		48,600 円以上 67,500 円未満	15,000 円
C 3		67,500 円以上 97,000 円未満	25,500 円
C 4		97,000 円以上 125,500 円未満	35,500 円
C 5		125,500 円以上 169,000 円未満	43,500 円
C 6		169,000 円以上 251,000 円未満	54,500 円
C 7		251,000 円以上 301,000 円未満	60,000 円

C 8		301,000 円以上 397,000 円未満	71,000 円	69,700 円
C 9		397,000 円以上	89,000 円	87,400 円

備考

- 1 これらの表における支給認定子どもの年齢については、年度の初日の前日における年齢をもって当該年度中の満年齢とする。
- 2 これらの表において、生活保護世帯等とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 3 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の算定については、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は適用しないものとする。
- 4 これらの表（1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料の表を除く。）において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分をいう。
- 5 これらの表における階層区分の認定に当たっては、教育又は保育の提供を受ける支給認定子どもと生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者（支給認定子どもの生計を維持する者に限る。）に係る所得割の額の合計額により行うものとする。
- 6 これらの表の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯であるときは、当該階層の保育料は0円とする。
 - (1) 母子世帯又は父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項

に規定する配偶者のない男子であって、現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯をいう。

(2) 障害者又は障害児と生計を一にする世帯 次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金の支給を受けている者

(3) その他の世帯 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

7 これらの表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合並びに生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び次の各号（法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料を決定する場合にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が支給認定子どもである場合にあっては同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が支給認定子どもである場合にあっては0円とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。）

(2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども

- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
 - (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
 - (5) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 8 これらの表の規定にかかわらず、各月における休園又は休所等をした期間が当該月の日数の2分の1以上である場合の当該月の保育料は、同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条及び第5条関係）

1 預かり保育料

区 分	預かり保育料
春季、夏季及び冬季の休業日	日額 800 円
上記以外の日	日額 400 円

2 延長保育料

区 分	延長保育料
登録料	月額 2,000 円
利用料	1 回 200 円

備考

- 1 これらの表の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が別表第1のA階層と認定された世帯又は同表のB階層と認定された世帯（同表備考第6項各号に規定する世帯である場合に限る。）であるときは、預かり保育料及び延長保育料は0円とする。
- 2 2 延長保育料の表において、別表第1備考第4項に規定する保育標準時間について支給認定保護者が利用できる1日当たりの最大の時間内における同項に規定する保育短時間について支給認定保護者が利用できる時間帯以外で利用する延長保育事業に係る延長保育料については、別表第1 2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料の表及び3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料の表において支給認定子どもの属する世帯が認定された階層区分の保育標準時間の保育料と同階層区分の保育短時間の保育料との差額を上限とする。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例要
綱

第1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担すべき保育料、預かり保育料及び延長保育料について、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

第2 制定の内容

1 保育料（第3条及び別表第1関係）

(1) 保育料は、次に定めるとおりとする。

ア 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護世帯等	0円	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯	2,000円	
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	6,500円
C 2		77,101円以上 211,200円以下	10,000円
C 3		211,201円以上 301,000円以下	12,000円
C 4		301,001円以上	15,000円

イ 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円

B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割 非課税世帯		5,000円	4,900円
C 1	A階層及びB階層を除 き、当該年度分の市町村 民税所得割の額が次の区 分に該当する世帯	48,600円未満	9,000円	8,800円
C 2		48,600円以上 67,500円未満	13,500円	13,200円
C 3		67,500円以上 97,000円未満	22,000円	21,600円
C 4		97,000円以上 125,500円未満	28,000円	27,500円
C 5		125,500円以上 169,000円未満	30,000円	29,400円
C 6		169,000円以上 251,000円未満	32,500円	31,900円
C 7		251,000円以上 301,000円未満	34,000円	33,400円
C 8		301,000円以上 397,000円未満	37,000円	36,300円
C 9		397,000円以上	41,000円	40,300円

ウ 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割 非課税世帯	5,500円	5,400円
C 1	A階層及びB階層を除 き、当該年度分の市町村 民税所得割の額が次の区 分に該当する世帯	48,600円未満	9,500円
C 2		48,600円以上 67,500円未満	15,000円
C 3		67,500円以上 97,000円未満	25,500円
C 4		97,000円以上 125,500円未満	35,500円

C 5	125,500 円以上 169,000 円未満	43,500 円	42,700 円
C 6	169,000 円以上 251,000 円未満	54,500 円	53,500 円
C 7	251,000 円以上 301,000 円未満	60,000 円	58,900 円
C 8	301,000 円以上 397,000 円未満	71,000 円	69,700 円
C 9	397,000 円以上	89,000 円	87,400 円

備考

- (ア) 支給認定子どもの年齢については、年度の初日の前日における年齢をもって当該年度中の満年齢とする。
- (イ) 保育標準時間とは、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分をいう。
- (ウ) 階層区分の認定に当たっては、教育又は保育の提供を受ける支給認定子どもと生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者（支給認定子どもの生計を維持する者に限る。）に係る所得割の額の合計額により行うものとする。
- (エ) 支給認定子どもの属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯であるときは、当該階層の保育料は0円とする。
- a 母子世帯又は父子世帯
 - b 障害者又は障害児と生計を一にする世帯
 - c その他の世帯（生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯）
- (オ) 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合並びに生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び次の a から e まで（小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものに係る保育料を決定する場合にあっては、a を除く。）のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち第2子が支給認定子どもである場合にあつてはアからウまでの表に定める保育料の5

割の額とし、第3子以降の者が支給認定子どもである場合にあっては0円とする。

- a 小学校又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども
- b 幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども
- c 特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- d 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- e 情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

(カ) 各月における休園又は休所等をした期間が当該月の日数の2分の1以上である場合の当該月の保育料は、アからウまでの表に定める保育料の5割の額とする。

- (2) (1)にかかわらず、月の途中において、入園し、若しくは退園し、又は入所し、若しくは退所した場合等におけるその月の保育料は、日割により計算した額とする。
- (3) 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から(1)又は(2)に定める保育料を徴収するものとする。
- (4) 市長は、特定保育所において保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から(1)又は(2)に定める保育料を徴収するものとする。
- (5) 保育料の納期は、毎月末日までとする。

2 預かり保育料及び延長保育料（第4条、第5条及び別表第2関係）

(1) 預かり保育料及び延長保育料は、次に定めるとおりとする。

ア 預かり保育料

区 分	預かり保育料
春季、夏季及び冬季の休業日	日額 800 円
上記以外の日	日額 400 円

イ 延長保育料

区 分	延長保育料
登録料	月額 2,000 円
利用料	1 回 200 円

備考

- (ア) 支給認定子どもの属する世帯が1 (1)アからウまでの表のA階層と認定された世帯又は同表のB階層と認定された世帯（同表備考(エ) a から c までに定める世帯である場合に限る。）であるときは、預かり保育料及び延長保育料は0円とする。
- (イ) 保育標準時間について支給認定保護者が利用できる1日当たりの最大の時間内における保育短時間について支給認定保護者が利用できる時間帯以外で利用する延長保育事業に係る延長保育料については、支給認定子どもの属する世帯が認定された階層区分の保育標準時間の保育料と同階層区分の保育短時間の保育料との差額を上限とする。
- (2) 市長は、市立幼稚園での預かり保育を利用した支給認定保護者及び延長保育事業を利用した支給認定保護者から(1)に定める預かり保育料及び延長保育料を徴収するものとする。
- (3) 預かり保育料及び延長保育料の納期は、利用日の属する月の翌月末日までとする。

3 保育料等の決定等（第6条関係）

市長は、保育料等を決定したとき、又は変更したときは、その旨を支給認定保護者等に通知するものとする。

4 保育料の減免（第7条関係）

市長は、支給認定保護者等が災害その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第3 施行期日等

1 施行期日

平成27年4月1日

2 芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止

条例の制定に伴う廃止

3 保育料に関する経過措置

- (1) 第2 1 (1)にかかわらず、施行日の前日において、市立幼稚園に在園し、

引き続き施行日以後も在園する支給認定子どもに係る施行日から引き続き在園する期間の保育料については、次のとおりとする。

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護世帯等	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分）の市町村民税所得割非課税世帯	0円
C 1	A階層及びB階層を除き、 当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	59,000円以下 4,750円
C 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	59,001円以上 9,500円

- (2) 施行日の前日において、市から入所の承諾を受けて、保育所又はグループ型家庭的保育事業所に在所し、引き続き施行日以後も在所する支給認定子どもに係る施行日から引き続き在所する期間の保育料についての階層区分の認定における市町村民税所得割の額の算定に当たっては、年少扶養親族等に対する扶養控除等の廃止がなかったものとして算定することとする。

4 預かり保育料に関する経過措置

第2 2(1)アにかかわらず、施行日の前日において、市立幼稚園に在園し、引き続き施行日以後も在園する支給認定子どもに係る施行日から引き続き在園する期間の預かり保育料については、当該年度分の市町村民税所得割の額が非課税である世帯にあつては0円とし、当該年度分の市町村民税所得割の額が59,000円以下である世帯にあつては、5割の額とする。

5 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正

入園料の廃止並びに保育料及び預かり保育料の納付に係る規定の整備

6 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正

保育料及び延長保育料の納付に係る規定の整備

子ども・子育て支援法抜粋（平成27年4月1日施行）

（支給認定）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（第2項省略）

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

（第1号省略）

- (2) 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第6条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間に

において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

(第3号から第13号まで省略)

附 則

(保育所に係る委託費の支払等)

第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。

(第2項及び第3項省略)

4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

(第5項から第8項まで省略)